

2016年9月28日

理事会制定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、「神戸女学院大学 研究活動に関する行動規範」等関連諸規程に加え、神戸女学院大学（以下「大学」という。）で行う研究・教育（以下「研究」という。）において求められる研究者の倫理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象と目的)

第2条 この規程において対象とする研究は、神戸女学院大学で行うすべての研究とし、次の目的を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 人を直接の対象とした際の研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護すること
- (2) 研究倫理の保持と向上を図ること
- (3) その他倫理的配慮が必要な研究について、適切に対応すること

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 個人の情報、データ等

個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」、すなわち、個人の思惟、行動、個人の地域・環境、個人の履歴、身体等に係る情報、データ及び生物学（生理学）的情報

#### (2) 研究者

- ① 学校法人神戸女学院に雇用され、大学において研究活動に従事している者
- ② 大学の施設や設備を利用して研究に携わる者

#### (3) 対象者等

研究のため個人の情報やデータ等を提供する研究対象者及びその関係者

#### (4) 部局

- ① 文学部（共通英語教育研究センターを含む）
- ② 音楽学部
- ③ 人間科学部（体育研究室を含む）

## 第2章 研究倫理委員会

### (研究倫理委員会の設置)

第4条 本学における研究の円滑な推進に資するため、研究倫理委員会を設置する。

### (研究倫理委員会の構成)

第5条 大学及び各部局に、次の各号に定めるとおり、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 大学研究倫理委員会
- (2) 文学部研究倫理委員会
- (3) 音楽学部研究倫理委員会
- (4) 人間科学部研究倫理委員会

2 大学研究倫理委員会は、文学部研究倫理委員会、音楽学部研究倫理委員会及び人間科学部研究倫理委員会（これら3つを以下「学部研究倫理委員会」と総称する。）を統括する。

3 各委員会は、それぞれの委員会の委員長が招集するものとする。

4 各委員会の議長は、それぞれの委員会の委員長がその任にあたる。

5 委員長が審議事項について直接の利害関係を有する場合及び委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### (大学研究倫理委員会の構成)

第6条 大学研究倫理委員会は、委員長及び委員によって組織する。

2 委員長は、研究倫理責任者（研究所長）とする。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副学長・教務部長
- (2) 研究倫理教育責任者（学部長）
- (3) 学科長（共通英語教育研究センター長を含む）
- (4) 委員会が必要に応じて招聘する学内外の有識者

4 第3項第4号に定める委員は、任期を定めて招聘する。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (文学部研究倫理委員会の構成)

第7条 文学部研究倫理委員会は、委員長及び委員によって組織する。

2 委員長は、研究倫理教育責任者（学部長）とする。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 英文学科長

- (2) 総合文化学科長
- (3) 共通英語教育研究センター長
- (4) 英文学科 専任教員
- (5) 総合文化学科 専任教員
- (6) 委員会が必要に応じて招聘する学内外の有識者

4 第3項第4号及び第5号に定める委員は、それぞれ1名以上とする。

5 第3項第4号及び第5号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。第3項第6号に定める委員は、任期を定めて招聘する。

6 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(音楽学部研究倫理委員会の構成)

第8条 音楽学部研究倫理委員会は、委員長及び委員によって組織する。

2 委員長は、研究倫理教育責任者(学部長)とする。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 音楽学科長・音楽研究科 専攻代表
- (2) 研究所委員
- (3) 教務委員
- (4) 各部会主任のうち互選による1名
- (5) 委員会が必要に応じて招聘する学内外の有識者

4 第3項第5号に定める委員は、任期を定めて招聘する。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(人間科学部研究倫理委員会の構成)

第9条 人間科学部研究倫理委員会は、委員長及び委員によって組織する。

2 委員長は、研究倫理教育責任者(学部長)とする。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 心理・行動科学科長
- (2) 環境・バイオサイエンス学科長
- (3) 心理・行動科学科あるいは環境・バイオサイエンス学科専任教員
- (4) 委員会が必要に応じて招聘する学内外の有識者

4 第3項第3号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。第3項第4号に定める委員は、任期を定めて招聘する。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(大学研究倫理委員会の職務)

第10条 大学研究倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

(学部研究倫理委員会の職務)

第11条 学部研究倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理の在り方について必要な事項
- (2) 特定の研究に係る倫理基準等の制定・認定
- (3) 研究者からの申請に基づく研究実施計画及び成果公表内容等についての審査及び研究計画届出の受理
- (4) 研究倫理に係る広報・啓発・教育活動
- (5) その他、学部長からの諮問の研究倫理に関する事項

(議事)

第12条 大学研究倫理委員会及び学部研究倫理委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、研究倫理審査の判定については、別に定めるものとする。

### 第3章 研究倫理審査

(審査の対象)

第13条 大学において実施される研究のうち、以下の各号に掲げるものについては、研究倫理審査の対象となる。

- (1) 人を直接の対象とする研究
- (2) その他倫理的配慮が必要な研究

(審査の基準)

第14条 審査の基準は、この規程で定めるもの及び一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、関連する法令、所轄庁の指針等によるものとする。

(判定の基準)

第15条 審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

(1) 非該当

倫理審査の必要性が認められない。

(2) 承認

承認された研究期間内で研究実施が可能である。

(3) 条件付承認

付された条件に従って修正する必要がある。書類追加等の条件を満たしたと委員会  
認めた場合は承認となる。

(4) 変更の勧告

研究実施計画の変更を求める。審査申請書を再提出し、再度審査を実施する。

(5) 不承認

研究実施は許可できない。

(審査の方法)

第16条 審査の方法は、「合議審査」と「書面審査」とする。

2 審査は出来るだけ速やかに行うものとする。ただし、申請状況の推移を勘案し、適宜、  
締切を設ける等、委員会の円滑な運営ができるような措置を委員長は講じることができる。

3 委員長は、判定するのに必要な情報が申請書等に記載されていないときには、再提出を  
求めることができる。

4 委員長は、審査の経過を勘案して、申請者に対して研究実施計画等の変更を勧告するこ  
とができる。

5 委員は、自己がかかわる申請課題の審査に加わることはできない。

6 審査過程及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員会が特に  
必要と認めた場合には、申請者及び対象者等の合意を得て審査過程及び判定の内容を公表  
することができる。

(合議審査)

第17条 第16条第1項に定める合議審査とは、研究倫理委員会を開催し、研究実施計画等  
申請書に基づく審査を行うことである。

2 審査の判定は、出席委員全員による合意によるものとする。

3 合議審査の場合、委員会は申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をす  
ることができるものとする。

(書面審査)

第18条 第16条第1項に定める書面審査とは、研究倫理委員会を開催せず、研究実施計画等申請書に基づく審査を行うことである。

2 次の各号に掲げる場合は書面審査を実施することができるものとする。書面審査は、原則としてメール審議とする。

(1) 委員の招集を必要としないと委員長が判断する場合

(2) 委員の招集が困難だと委員長が判断する場合

3 審査の判定は、委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査の申請)

第19条 研究計画等の審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、所定の「研究倫理審査申請書」に必要書類を添えて、所属学部の研究倫理委員会（所属学部のない職員の場合は大学研究倫理委員会）に申請するものとする。

2 申請は当該研究を代表するものが行う。

3 他機関所属の研究代表者のもとに研究をする場合は、必要に応じて、本学での申請を行うものとする。

4 日本語以外を母語とする人を対象に日本語以外の言語で情報・データを収集する研究実施計画の場合、原語で作成した申請書及び説明書・同意書・アンケート用紙・インタビュー内容等については、原則として日本語訳の添付を要件とするが、所属学部の研究倫理委員会（所属学部のない職員の場合は大学研究倫理委員会）が認めた場合は、日本語訳の添付を省略することができる。

5 倫理的に大きな問題はないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、研究倫理審査の申請を行わなくても差支えないものとする。

(1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究

(2) 資料として再識別化が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究

(申請の時期)

第20条 研究計画等の審査の申請は、次の各号に掲げるいずれかの段階で行うものとする。

(1) アンケートやインタビュー調査を行う前

(2) 事例研究等では、対象者等に同意を求めて研究の一環として取り扱うことを決めた時点

(3) その他倫理的配慮が必要な研究の場合、実施の概ね1ヶ月前

2 前項の各号に掲げる段階で審査を受けていない研究等について、審査を希望する場合は、

その事由を所属学部の研究倫理委員会において検討のうえ、申請を受理することができるものとする。

(学部生の申請)

第21条 学部生の研究については、担当教員が必要と判断した場合、担当教員が所属学部の研究倫理委員会に申請あるいは研究の届出を行うものとする。

(文学研究科生の申請)

第22条 文学研究科生の研究については、担当教員が必要と判断した場合、大学院生が文学部研究倫理委員会に申請を行うものとする。

(音楽研究科生の申請)

第23条 音楽研究科生の研究については、担当教員が必要と判断した場合、大学院生が音楽学部研究倫理委員会に申請を行うものとする。

(人間科学研究科生の申請)

第24条 人間科学研究科生の研究についての取り扱いは、次の各号に定めるとおりとする。担当教員は個々の研究テーマについて判断し、適切に対処するものとする。

(1) 人間科学部研究倫理委員会へ届け出る研究

次にあげる研究については、人間科学部研究倫理委員会に届け出る。

① 大学院生への基本的教育で十分と考えられる研究

担当教員が倫理面に配慮して研究を指導する旨、担当教員が人間科学部研究倫理委員会に届出を行うものとする。

② 医療機関等で当該施設長の指導の下に進める研究

研究に関する倫理的な面は当該医療機関の判断を追認するため、人間科学部研究倫理委員会での審査は必要としないが、大学院生が担当教員を通じて人間科学部研究倫理委員会に届け出なければならないものとする。

(2) 人間科学部研究倫理委員会で審査をする研究

次にあげる研究については、大学院生が担当教員を通じて人間科学部研究倫理委員会に申請を行う。

① 担当教員が本条本項第3号(委員以外の専門家を含めて人間科学部研究倫理委員会で審査をする研究)に該当しないと判断した研究

② 人間科学部研究倫理委員会での承認が義務付けられた学会発表、学術雑誌への投稿が予想される研究

③ 他機関で調査を行うもの(ただし、医療機関等で行う例外事項にあたる場合は除く)

(3) 委員以外の専門家を含めて人間科学部研究倫理委員会で審査をする研究

担当教員が他の専門家の意見を求めたいと考える研究については、大学院生が担当教員を通じて申請を行うにあたり、担当教員がその旨を申し添えるものとする。委員長は学内外の複数の専門家を指名し、倫理面での審査を求めるものとする。

第4章 審査結果

(審査の結果)

第25条 委員長は、研究実施計画等の審査の結果を、所定の「研究倫理審査結果通知書」により、速やかに申請者に通知する。

2 前項の通知にあたり、審査の判定が第15条第1項第3号から第5号（「条件付承認」「変更の勧告」「不承認」）のいずれかに該当する場合には、条件等を記すものとする。

(再申請)

第26条 第15条第1項第3号から第5号の判定をうけた申請者は、「通知書」に記された条件等に基づく研究実施計画等の変更を行い、再度「研究倫理審査申請」を行うことができる。

(倫理審査証明)

第27条 委員長は、次の各号に掲げる目的のため請求があった場合は、委員会の審査結果に基づく倫理審査証明書等を発行することができる。

(1) 学術雑誌等への投稿に際し、委員会の意見書等の添付を求められた場合

(2) 研究材料等の入手に際し、委員会の同意書等の提出が必要な場合

(異議申立て)

第28条 審査の判定に異議がある申請者は、所定の「異議申立書」に異議の根拠となる資料を添えて、所属学部の研究倫理委員会（所属学部のない職員の場合は大学研究倫理委員会）に1回に限り再審査の申請をすることができる。

2 委員長は審議終了後速やかに、所定の「異議申立に対する回答書」により、申請者に通知する。

(研究実施計画等の変更)

第29条 申請者が、実施の承認を得た研究実施計画等の変更をしようとする場合は、遅滞なく、所定の「研究倫理審査申請書」をもって、所属学部の研究倫理委員会（所属学部のない職員の場合は大学研究倫理委員会）に申請するものとする。

(研究実施計画等の継続)

第30条 申請者が、実施の承認を得た研究実施計画等を期間を超えて継続しようとする場



合、遅滞なく、所定の「研究倫理審査申請書」をもって、所属学部の研究倫理委員会（所属学部のない職員の場合は大学研究倫理委員会）に申請するものとする。

（研究の検証）

第31条 委員会は、申請者から当該研究についての報告を求め、調査することができる。

その際、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行うものとする。

## 第5章 雑則

（その他）

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

（規程の改廃）

第33条 この規程の改廃は、学務委員会、教授会及び学院常務委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は2016年4月1日から施行する。
- 2 「神戸女学院大学人間科学部研究倫理規程」（2005年9月30日人間科学部教授会制定）及び「倫理規程の運用、倫理委員会の運営に関するガイドライン」（2007年4月13日人間科学部教授会制定）は、廃止する。

附 則

この規程は2021年2月24日から施行する。（2021年2月24日改正）

附 則

この規程は2022年4月1日から施行する。（2022年1月26日改正）

別記

この別記には、研究倫理関連事項を記すものとする。

### I. 人を直接の対象とする研究

（定義）

人を直接の対象とする研究とは、人から提供を受けた個人情報に伴うデータを用いた研究のことであり、例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査などの手法を用いた研究も含まれる。

（責務）

- 1 人を直接の対象とする研究を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじるとともに人権を擁護し、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。特に医学的またはそれに準ずる研究を行う者は、世界医師会が定める「ヘルシンキ

宣言（ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則）」にそって遂行しなければならない。

- 2 人を直接の対象とする研究を行う者は、国が定めた基準、当該法令及び所轄庁の公示、指針等を遵守しなければならない。
- 3 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、インフォームド・コンセントに留意し、また、対象者等に不利益及び危険が生じないよう十分配慮するとともに、対象者等の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。
- 4 研究及び研究に関する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な専門的知識を有していること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。
- 5 人を直接の対象とする研究を行う者は、研究実施計画等について、所属学部の研究倫理委員会(所属学部のない職員の場合は大学研究倫理委員会)の承認を得なければならない。  
(インフォームド・コンセント)
- 1 研究者が個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に(困難な場合は事後に)対象者等に個人情報の保護や研究実施計画等を説明の上、同意を得ることを原則とする。
- 2 対象者等の同意には、個人の情報、データ等の取扱い及び発表の方法等にかかわる事項を含むものとする。
- 3 研究者は、対象者等から当該個人情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 4 研究者は、対象者が未成年者、障がい者等である理由により、本人から明確な同意を得ることが困難な場合は、保護者等から同意を得る等十分な注意を払わなければならない。ただし、その際、本人の権利を可能な限り尊重するものとする。
- 5 対象者等からの同意は、原則として文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。
- 6 研究者は、対象者等から同意が得られなかった場合は、研究対象から除外し、その情報、データ等を廃棄するとともに、誠意をもって対象者等の人権擁護に努めなければならない。
- 7 研究者は、「神戸女学院大学 資料等保存規程」に定められた期間が終了した後は、収集・採取した個人情報、データ等を直ちに廃棄しなければならない。
- 8 研究者は、「神戸女学院大学 資料等保存規程」に定められた期間が終了した後も、情報、データ等を活用する場合は、所属学部の研究倫理委員会(所属学部のない職員の場合は大学研究倫理委員会)の審議を経て、対象者等に対して説明し、同意を得なければならない。

(第三者への委託)

1 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、この規程の趣旨に則った契約等を交わして行わなければならない。

2 研究者は、必要のあるときは、研究目的等を対象者等に直接説明しなければならない。  
(授業等における収集・採取)

1 教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、予め受講生の同意を得ることを原則とする。

2 教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

(学部生・大学院生による研究)

学生が卒業論文や修士論文、博士論文の作成過程等において、人を直接の対象とする研究を行う場合は、担当教員の指導の下に、この規程を遵守するものとする。

(文学研究科生への基本的教育)

文学研究科では、登録ガイダンスにおいて、また、**Thesis Writing**や総合演習をはじめとした授業等において、研究倫理に関する基礎教育をおこなうものとする。

(音楽研究科生への基本的教育)

音楽研究科では、登録ガイダンス等で教育をおこなうものとする。

(人間科学研究科生への基本的教育)

人間科学研究科では、合同演習の最初の時間に倫理に関する講義、神戸女学院大学研究倫理規程の説明を行い、倫理面の配慮に関するチェックリストを配布する。研究計画、質問紙等作成時には、学生本人に自己点検をさせるものとする。